

綾瀬市職員考查委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の表彰、分限、懲戒等に係る職員の善行又は非行を考查し、公務員精神の発揚及び服務の規律の厳正を図ることを目的とする綾瀬市職員考查委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、綾瀬市職員考查委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項につき、任命権者の諮問に応じ、調査及び審議し、その結果を答申しなければならない。

- (1) 綾瀬市職員表彰規程（昭和49年綾瀬町訓令第8号）第4条に規定する業績表彰に関する事項
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する分限処分に関する事項
 - (3) 法第29条第1項に規定する懲戒処分に関する事項
 - (4) 交通法規違反者及び交通事故加害者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の紀律及び職務に関する事項
- 2 委員会は、必要に応じて前項各号に掲げる事項に関し、任命権者に意見を述べることができる。

(調査等)

第4条 委員会は、前条の事務を処理するため、必要な調査を実施し、職員の出席を求め、意見又は説明を聞くことができるもののほか、資料の提出を求めることがある。

(組織)

第5条 委員会に委員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長

- (4) 消防長
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員会の委員長には副市長をもって充てる。
 - 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員全員の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 会議の議事は、採決しない。

(除斥)

第7条 委員は、自己に係る事件については、その議事に参与することができない。

ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(職責及び職権の行使)

第9条 委員は、全体の立場に立ち、自己の使命を自覚し、良心に従い厳正にその遂行に努めるとともに、その職権を行使するにあたり、いやしくも濫用することのないよう心がけなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、職員課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年12月18日から施行し、改正後の第5条第4号及び第5号並びに第10条の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。